

『遺産分割の規定、見直しへ 住居除く—法制審部会が試案』

法務省の法制審議会民法（相続関係）部会が18日に第23回会議を開催、亡くなった人の遺産を分け合う遺産分割の規定を見直す試案をまとめたことが明らかになった。報道によると、婚姻期間が20年以上のどちらかが死亡した場合、配偶者に贈与された住居は遺産分割の対象にしない。現行制度では住居も相続人で分け合う遺産になるため、住居を売却し、配偶者が住まいを失う場合も生じる。高齢化の進展でそうしたケースの増大が懸念されていた。亡くなった被相続人が遺言で「住居は遺産にしない」などの意思表示をしない限り、たとえ生前贈与していても、相続人は住居を含めて分け合わなければならない。

試案は、居住用の土地・建物を配偶者に贈与した際には、それ以外の遺産を相続人で分け合う、という内容。配偶者は住居を離れる必要がなくなるだけでなく、他の財産の配分が増えて生活が安定する。ただし、適用には▽夫婦の婚姻期間が20年以上▽配偶者に住居を生前贈与するか、遺言で贈与の意思を示す—の2つの条件が付く。婚姻期間が20年未満の夫婦や、意思表示がなく、被相続人が亡くなった場合は対象外。試案には、遺産分割の協議中でも、預貯金を葬儀費用や生活費用に充てる仮払いを認める制度の創設も盛り込んだ。

『インフォグラフィックス動画で 社会保障を解説—国税庁』

国税庁は現在、政府広報オンラインの「社会保障と税の一体改革」特集で「社会保障がよくわかるインフォグラフィックス動画」を公開している。Webでの広報に力を入れる中、複雑な情報やデータなどを視覚的に分かりやすく表現する手法「インフォグラフィックス」を用いて、多くの世代に税制に興味関心を持ってもらうために制作したもの。「医療」「年金」「介護」「子育て支援」「少子高齢化」を取り上げた5本の動画は、人や物、事柄などを単純化したイラスト「ピクトグラム」とグラフなどのふんだんな統計データ、平易なナレーションを使ってシンプルかつ端的に伝える工夫がなされている。主に、29年3月末時点で確認できる制度・統計情報等に基づいて制作された。

「医療」の動画では、日本人が生涯でがんにかかる確率を挙げながら公的医療保険制度を解説。「年金」では公的年金の仕組み、「介護」では地域包括ケアシステムを目指す取り組み、「子育て支援」では保育の受け皿確保に向けた対策についてまとめられており、そして「少子高齢化」の動画は、それら4つの分野に関わる共通の課題として、社会保障制度を次の世代に引き継ぐためにどうすればいいのかという財政上の課題を投げかけている。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



＜夏期休業のご案内＞

平成29年8月11日(祝)から8月15日(火)まで休業させていただきます。
次回の発信は8月21日(月)の1181号です。よろしくお願いたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com